

④ 市民協議会との連絡窓口

市民協議会は現在、活動人員の減少が課題となっているため、入会や情報の案内、公園での新たな活動を目指す方への受付・案内など、それらの連絡窓口として継続して協力することにより、市民協議会の活動の活性化を目指します。

⑤ 活動 PR

公式ホームページ、リーフレットなどの広報媒体を使い、市民協議会の活動状況と入会案内を行います。市民協議会の活動を多くの人に広め、仲間を増やすことで活動の活性化を目指します。

⑥ 活動に必要な備品の管理

市民協議会と連携して、活動に必要な備品や資材を確保・管理しており、今後も共用備品の購入などにより、活動の環境整備に努めます。

地域・関連機関との連携

① 近隣小学校との連携

当公園では平成29年から近隣の緑丘小学校と連携し、4年生の総合学習授業「旭山ウオーカー」の実施に協力しています。今後も次代を担う子どもへの環境教育に協力できるよう、連携体制の構築に努めます。

② 町内会との連携

当公園で開催する「森のたんけん隊」や「カルチャーナイト」などのイベントに近隣町内会から講師を派遣してもらうなど連携して開催しています。今後も市民協働による公園の活性化を図ります。

3) 札幌市等との連絡調整の具体的方策

札幌市との連絡調整を緊密かつ円滑に行い、当公園の利用促進や管理運営水準の向上につなげるため、「旭山記念公園運営協議会（以下、「協議会」といいます。）」を設立し、次のとおり運営します。

① 協議会の構成員は、札幌市と当コンソーシアムの構成団体とします。

② 定例協議会は年1回開催し、必要に応じて臨時協議会を開催します。

③ 協議会は当コンソーシアムが主催し、運営に当たります。

④ 協議会では、次の項目について協議します。

- 管理運営業務の報告
- 当公園の管理運営上の問題点や改善に関する事項
- 管理運営に係る各種規程、要綱、マニュアル等を新たに作成する場合、その概略及び業務仕様書において協議会での協議を必要とする旨が記載されている項目
- 市民サービスや管理水準の維持向上に向けた取組
- その他、市民の要望等の反映など

⑤ 協議会の議事内容は当コンソーシアムで取りまとめ、札幌市に提出します。また、利用者が閲覧できるように森の家に配置します。

（5）財務

当コンソーシアムの業務分担では、当公園の自主事業など、現金等については緑化協会のみが取り扱います。そのため、現金等の取扱いについては、緑化協会の考え方、規定等について次に示します。

1) 資金管理に関する基本的な考え方

当公園で取り扱う現金は、「準公金」であると考えます。当コンソーシアムでは、厳格かつ適正な管理に努め、資金の元本保全が可能な「安全性」の確保を最優先とし、日常の支出に対応可能な「流動性」を持ち「効率性」を勘案し、「計画性」を持って「透明性」のある、適切な保全策を講じることにより、資金管理を行います。

- ① 安全性の確保 資金元本の安全性を確保するため、ペイオフを勘案し安全な管理を心がけ、預金先である金融機関の経営の健全性に留意します。
- ② 流動性の確保 月々の支払等に支障を来たさない必要な資金を確保します。
- ③ 効率性の確保 安全性及び流動性を確保した上で、効率的な資金調達を図ります。
- ④ 計画性の確保 当公園に係る、収支その他の経理に関する記録を各年度単位に整備します。
- ⑤ 透明性の確保 緑化協会では、経理事務の透明性を高めるために、公認会計士による外部監査を実施します。

2) 現金等取扱に関する基本的な考え方

当公園で現金等を取り扱う緑化協会では、内部牽制を機能させ、次のとおり実行します。

- ① 複数スタッフによる相互牽制が機能する組織体制により現金等を取り扱います。
- ② 現金の取扱いをマニュアル化して、その流れをチェックするとともに残高の確認を行います。
- ③ スタッフ相互による日々のチェック及び月単位の定期的な検査・確認、並びに保管現金の限度額と入金サイクルを定めて、多額の現金は所持・保管しません。

3) 現金取扱規程

緑化協会で整備している規程は、次のとおりです。

- ① 会計処理規則（財務及び会計の基本的事項、勘定科目、帳簿組織、予算、決算、出納、固定資産等について規定）
- ② 処務規則（組織、事務分掌、専決・決裁、公印管理等について規定）
- ③ 資金管理及び運用規則（運用管理方針、運用の区分・方法等について規定）
- ④ 特定資産管理規則（特定資産の目的、積立方法、取崩要件等について規定）
- ⑤ 特定費用準備資金等取扱規則（特定費用準備資金の目的、管理、取崩し等について規定）
- ⑥ 内部監査要綱（現金等の取扱事務を監査し、事故の未然防止を図るために規定）
- ⑦ 公園・施設現金等取扱要綱（各公園・施設管理事務所等における現金出納から金融機関への手続き、現金取扱スタッフと職務範囲、現金の保安等について規定）
- ⑧ 事務局現金等取扱細則（事務局における小口現金、現金収受、領収書発行、入金、払出、大金庫管理等について規定）

4) 現金等取扱に関する事故防止システム

緑化協会では、既に実行している次の仕組みを、今後も継続して行います。

① 現金取扱の点検・調査

a 定期内部監査（年2回）

点検項目：管理体制の整備・確認、現金収納事務の執行、現金等の保管状況、金融機関への入金状況、金券等の管理等

b 公印及び預金通帳等の施錠・管理



c 事務局経理事務担当者による現金出納簿の確認

月末締めの現金出納簿と売上金口座入金状況を確認

d 外部監査人による監査

公認会計士2名による

② 法令遵守・服務規律の確保

法令遵守と服務規律に係る研修等による啓発

③ 職場内コミュニケーションの活性化

管理監督者（管理職、マネージャー等）による積極的声かけの徹底

④ 不祥事防止意識の共有

採用時及び定期的な研修等により事故や事件を防止する意識の共有

5) 現金等取扱に関して、事故・事件が発生した場合

緑化協会では、現金等の取扱いに関して、万一事故や事件が発生した場合には、直ちに札幌市に報告し、事件性がある事案については警察に届け出ます。

また、当該事実を確認した日時、事実の概要を記録した事故報告書を作成するとともに、原因の究明と改善策を策定します。

6) インボイス制度について

緑化協会では、2022年10月に適格請求書発行事業の登録を終え、インボイス制度で定められる事務処理等を行います。

(6) 苦情対応

当公園における苦情対応は、代表団体である緑化協会の次の指針等に準じて行います。

1) 苦情等対応の基本的な考え方

公共施設の管理運営は利用者や地域住民に満足いただけるサービスを行うことが基本であり、緑化協会ではこれまで利用者の要望、苦情等（以下、「苦情等」といいます。）を正確に聴き取り、素早く的確に対応し、問題や課題の解決をするとともに、苦情等を改善につなげ管理運営に反映させてきました。

当公園においても同様に、利用者や地域からの苦情等に対して、次の手順に沿って対応します。

2) 苦情等対応の具体的な手順

① 苦情等の受付、責任・担当部署等

- a 電子メールやご意見箱、アンケートなどによる苦情等以外で、電話や窓口で受けた苦情等は、原則として最初に受けたスタッフが、その場で対応します。
- b 最初に受けたスタッフが回答しかねるような場合は、マネージャーが対応します。

- c 現地の公園で対応が困難な場合は、緑化協会事業課の担当課長が対応して判断し、苦情の種別により、必要に応じて事務局スタッフに引き継ぎます。
- d 利用者からの申し出により、緑化協会が関係する他の部署に、当公園の苦情等が寄せられた場合でも、申し出を受けた部署で苦情等を受け付けます。

② 対応手続文書の整備・活用

- a 苦情等の対応手続を定めた「苦情等対応報告票」に基づき、記録・報告します。
- b 「苦情等対応報告票」は緑化協会事務局で決裁すると同時に岩本石庭及び造園コンサルとも共有し、苦情等を受けた公園は、緑化協会事務局からの指示事項等がある場合は直ちに取り組みます。
- c 決裁された「苦情等対応報告票」は当公園だけでなく、他の公園・施設のスタッフで共有し、運営の改善につなげます。

③ スタッフの基本姿勢

- a 速やかに対応します。
- b 可能な改善は、できるだけ迅速に行います。
- c スタッフ各自は、当コンソーシアムの代表としての心構えで対応します。(担当外という考え方ではない)
- d 言い分、申し出を最後までとことんよく聴きます。(全面否定しない)
- e 利用者の気持ちを尊重します。(利用者の立場に立つ)
- f 情報を正しく伝えます。(隠したり、ごまかしたりしない)
- g 落ち着いて対応します。(感情的にならない)
- h 利用者に物質的・金銭的・時間的な負担をかけません。
- i 誠心誠意対応し、申し出とその内容に感謝の気持ちを持ちます。
- j 差別・特別扱いしません。
- k 組織として対応し、利用者からの理解と運営の改善につなげます。

④ 全スタッフの理解・徹底

苦情等への的確な対応のため、研修等により、次の事項について全スタッフが理解し、その徹底に努めます。

- a 苦情等に対する「基本姿勢」の内容を理解すること。
- b 「苦情等対応報告票」の内容を理解し、記録・報告できること。
- c スタッフは、利用者と常に良好なコミュニケーションを図るよう努め、日ごろから利用者が意見や要望、苦情等を言いやすい雰囲気を保つこと。

⑤ 札幌市への報告等

- a 苦情等の対応結果及び経過等について、札幌市に報告します。
- b 市政に関し、指定管理者の業務とは関係のない苦情等が公園に寄せられた場合には、

緑化協会の苦情等対応報告票	
苦情等対応報告票	緊急 通常
初期 対応者	報告者 記載者
環境外部情報（不適合）	
受付日時 令和 年 月 日曜日 午後 時 分	
発生場所 _____ 姓氏名 _____	
<input type="checkbox"/> 市民 <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> スタッフ <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 対応結果連絡 <input type="checkbox"/> 連絡要員 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要望する連絡方法 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> e-mail <input type="checkbox"/> 来園 <input type="checkbox"/> 文書 苦情者 住所 氏名 _____ 電話 _____ e-mail _____	
区分 _____ 業務分類 _____ 苦情等の要旨 _____	
所属 _____ 事務課長 _____ 事務課員 _____ 対応担当者 _____ 対応担当者 _____ 経営課員 _____ 事次1～5課員 _____ 係 _____	
対応（改善）内容 _____ 対応結果 _____ 対応結果に対する評価 _____	
結果連絡の記録 _____ 連絡者 _____ 連絡日 _____ 連絡方法 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> e-mail <input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 文書	

速やかに札幌市へ報告します。

- c 札幌市になされた苦情等に関して、札幌市から調査又は指示があった場合は、必要な報告を行い、また指示に従います。

⑥ 公表

苦情等の内容、経過及び対応結果等について回答を求められた場合は、指定された連絡方法により回答します。

3) 苦情等の対応システム・フロー

苦情等発生（ステージ1）

- ・対応者の所属と氏名を名乗り、不快な思いをかけたことに対して謝罪します。
- ・その後、申出者からの話をよく聴きます。



把握・確認（ステージ2）

- ・苦情等の内容と原因を正確に把握・確認します。
- ・必要に応じて状況の撮影や、第三者の視点からの証言を得るなどした上で、申し出内容と実態等を「苦情等対応報告票」の記載事項に基づき記録します。



対応方法検討（ステージ3）

- ・苦情等の原因を特定し、対応方法を検討します。
- ・対応が困難な場合には、申出者の了解を得て、上司等が替わって対応します。



提案・約束（ステージ4）

- ・考えられる対応方法について提案します。
- ・対応又は回答に時間を要する場合は、回答期限を伝え、了解を得ます。
- ・連絡先等を確認します。



実行・報告・お礼（ステージ5）

- ・迅速に実行し、結果を申出者に報告します。
- ・苦情等が改善につながったことに対して、感謝を表明します。



結果報告（ステージ6）

- ・対応結果を組織内で共有し、全体の改善につなげます。

(7) 記録・モニタリング・報告・評価

1) 記録・モニタリングに関する基本的な考え方

① 記録に関する基本的な考え方

- a 当公園の仕様書等に定めのある書類については、適切に記録・整理・保管します。
- b 日常業務の内容、利用状況に関するトピックや写真など、仕様書に定めのない記録についても整理・保管し、今後の業務や利用促進・サービス向上に役立てます。
- c 維持管理業務の記録をスタッフ全員で共有し、効率的かつ効果的な管理運営に反映させます。

② モニタリングに関する基本的な考え方

- a 当公園の管理運営に関する自己評価と、利用者や市民からの苦情・要望・意見を基にした判定を、継続的な業務改善のために活用します。
- b アンケート等により、積極的に利用者の意見を取得し、その結果から利用の傾向やニーズを捉え、それらを当公園の管理運営に反映します。
- c 利用者や市民からの苦情・要望・意見に関しては真摯に受け止め、迅速かつ適切に対応します。また、運営や施設の改善につなげることにより、利用者や市民が当公園の良き理解者や支援者となっていただけるよう努めます。

③ 報告に関する基本的な考え方

- a 仕様書に定めのある届出・報告書類等に関しては、適切に集計・整理し、期日までに札幌市に提出します。
- b 札幌市との連携を密にし、利用者からの苦情・要望・意見や、当公園で発生した事故などを速やかに報告し、事態の収拾と改善に向けた方策を協議・検討し、利用者サービスの向上と施設運営の改善に努めます。
- c 報告事項に関しては、当公園スタッフに周知するとともに、当公園の管理運営における基礎情報としてコンソーシアム内で活用します。

④ 評価に関する基本的な考え方

- a モニタリングの結果を分析し、計画や目標に対して乖離がある場合や、計画自体に対して是正を要する場合には改善を行い、継続的な管理の質の向上を図ります。
- b 評価に関しては、当公園に従事するスタッフや、当コンソーシアムの他の公園スタッフ等からも意見や傾向を聴取し、組織として公正に行います。

2) セルフモニタリングの具体的な実施方法

① 管理業務計画の検証・評価、及び改善

旭山記念公園では、毎年度の管理業務計画に沿って計画的に管理業務や事業等を実施します。履行状況については四半期ごとに整理・検証し、札幌市に報告書を提出するほか、年間の業務については、計画していた自主事業を含めて実施状況を取りまとめ、運営協議会及び年度報告書、指定管理者評価シート等により札幌市に報告します。

結果に基づいて検証を実施し、改善点等を抽出して次年度の事業や自主事業に反映させ、よりよい管理や事業に向けた継続的改善につなげます。

② アンケートボックスの設置と返答の公表

当公園内のレストハウス、森の家にアンケートボックスを設置し、公園利用者からの意見・質問・要望・苦情等を取得し、利用者の声に対する真摯な対応に努めます。

③ お問い合わせフォームの設置

旭山記念公園公式ホームページにお問い合わせフォームを設置し、市民や利用者等からの様々な問い合わせに迅速・適切に回答します。

④ 利用者アンケートによるニーズと満足度の把握

公園の利用者層や利用満足度、管理運営に対する意見等を把握するため、通常時のほか、イベント等開催時にもアンケート調査を行います。これを管理運営や企画の改善に反映させ、効率的、効果的な利用者サービスにつなげます。

旭山記念公園で実施している利用者満足度の調査結果については、満足度の向上に取り組み、次のとおり成果が出ています。

調査年度	旭山記念公園の 総合満足度	接遇に関する 満足度
令和2年度*	99% (130件)	94% (120件)
令和3年度*	100% (110件)	100% (109件)
令和4年度*	98% (198件)	99% (195件)

カッコ内は有効回答件数

今後も、旭山記念公園の利用者層や利用満足度の把握、管理運営に対する意見等を把握するため、通常時のほか、イベント等開催時にもアンケート調査を行います。これを管理運営や企画の改善に反映させ、効率的、効果的な利用者サービスにつなげます。

《利用者アンケートの実施方法》

<アンケート設問項目>

来園目的、来園頻度、情報入手の手段、お住まい、性別、年齢、同行の方、

公園の総合満足度、スタッフの接遇に関する満足度、イベントの満足度等

a アンケートに際して、不必要的個人情報は取得しません。

b 満足度に関する設問については、仕様書に従い、次の5つの選択肢を設けます。

・当公園の総合的な満足度

「とても満足」、「まあ満足」、「普通」、「少し不満」、「不満」

・職員の接遇についての満足度

「大変良かった」、「まあ良かった」、「普通」、「あまり良くなかった」、「悪かった」

c 満足度の目標値は、仕様書の要求水準より高く設定し、より多くの利用者に満足していただけるよう、アンケート結果等を活用して取り組みます。

当公園の総合満足度 : 目標値 75% (要求水準 70%)

有効回答総数に対する「とても満足」+「まあ満足」の割合

接遇に関する満足度 : 目標値 85% (要求水準 80%)

有効回答総数に対する「大変良かった」+「まあ良かった」の割合

3 施設・設備等の維持管理に関する業務の実施内容

(1) 維持管理業務計画

1) 総括的事項

公園の維持管理に関する基本的な事項として次の点に留意し、安全確保と利用者サービスの向上に努めます。

■ 利用者等の安全確保と利便性・サービスの向上について

- a 業務実施に当たっては、利用者、通行者、近隣住民の安全を最優先します。
- b 業務は、公園の利用の支障にならないよう配慮して実施するとともに、利用者に対して業務の実施を十分に周知します。
- c 事故や災害発生時には、正確な情報を把握・伝達するとともに、緊急時には迅速かつ適切な対応ができる体制を確立します。また、被災者の救護等の応急措置を講じるほか、状況に応じて関係機関に連絡を取り対処します。

【具体的な取組】

① 安全教育による予防・未然防止

- a 年度当初に全スタッフを対象とした安全教育を実施します。また、普通救命講習又はAEDの取扱い研修を受講します。また、作業機械操作・運転の安全講習を実施し、誤操作による事故を防止します。
- b 朝のブリーフィング時に園内の状況確認と処置を指示するほか、危険予知活動を全スタッフが共有・展開します。また、作業機械は日常・定期点検を実施し、整備不良による事故を未然に防ぎます。
- c 当公園のハザードマップや、他公園を含むヒヤリ・ハット事例集を活用して安全意識を徹底させ、事故等の予防・未然防止に努めます。
- d 緑化協会の安全衛生委員会での取組を当公園の全スタッフが共有し、安全衛生に対する意識を常に高めます。

② 安全管理の体制づくり

- a 当公園では現在、AEDの設置された応急手当協力施設として、旭山記念公園レストハウス（冬期は森の家）を「さっぽろ救急センター」に登録しています。
- b AEDは引き続きレストハウスに配置し、レストハウス閉鎖期間は森の家に移動します。また、湿布・消毒薬・絆創膏・ガーゼ・傷薬・包帯などの救急用品を両方の施設に常備します。
- c 巡視・作業等の際に得られた情報や、公園利用者や地域住民から寄せられたヒヤリ・ハット情報を蓄積・共有してハザードマップに反映させ、安全管理体制の強化につなげます。

③ 周知・告知による安全確保

- a 事故・災害等の発生時には、園内放送等で利用者に注意喚起を行い、スタッフにより避難誘導を行うとともに、被災施設の使用禁止措置や危険箇所への立入禁止措置を行い、利用者に看板等で周知し、被害の拡大や二次災害の発生を防ぎます。
- b 当コンソーシアムが作成したハザードマップを公式ホームページや掲示板等で市民に周知しており、今後も園内の状況の変化や利用者の声などを受けて随時更新し、安全に関する最新情報を提供します。

- c 利用規制が必要な箇所の草刈や樹木剪定作業等を行う場合、作業予定日時や実施区域を掲示板等で周知するほか、現場には作業表示板やセーフティコーンを配置して安全な公園利用に配慮します。

法令遵守・利用指導による公正とサービス向上について

- a 公園内の維持管理業務は、法令等に従い必要な資格を有する者により作業を行います。
- b 捨得物・遺失物の取扱いは、遺失物法に基づき適正に行います。対応マニュアルにより、捨て物台帳に記載した上で、警察署に届けます。園内で不審物が発見された際には、直ちに警察に通報し、指示を仰ぐなど適切に対応します。
- c 違法行為や不法行為を発見した場合、あるいは施設や設備の不適切な利用が認められた場合には、公園の保全と安全・快適な利用のため適正な利用を指導します。

【具体的な取組】

① 法令の遵守と有資格者等による作業の徹底

- a 高所作業車など、資格を要する機械等については、有資格者以外の操作は行わないことを徹底します。
- b 法令等で義務付けられている点検・保守管理作業は、専門業者や有資格者により行うことを徹底します。

② 利用者指導による不正利用・違法行為の排除

- a 園内で不法占用を発見した場合には、丁寧に注意・指導を行い排除します。占用許可を得ている物件については、必要に応じて設営・撤去時に立会を行い、土地及び施設の破損・損傷を確認し、破損等が確認された場合は、速やかに札幌市に報告します。
- b 当公園では犬のノーリードによる、利用者同士のトラブルなど問題となっており、現在も根本的な解決には至っていませんが、看板設置や直接の指導、周辺町内会への回覧板による啓発、警察へのパトロールの依頼など、根気強く対応を継続するほか、新たな対策についても検討・実施に努めます。そのほか、犬のウンチの放置、動植物の採取・遺棄・給餌行為などの利用マナーに反する行為や、施設・設備の不適切な方法による利用等を発見した場合には、適正な利用を指導します。また、ホームレスの不法占拠や荷物等の残存物が確認された場合は、警察への通報と、札幌市の担当課に協力を要請して対処します。

損害賠償保険の加入について

管理業務の実施にあたり、当コンソーシアムの管理上の瑕疵により、札幌市又は第三者に損害を与えた場合に備えて、次の損害賠償保険に加入します。

対象：管理物件内における維持管理期間中の法律上の賠償責任

期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日

保険の種類	保険対象	補償内容
施設賠償責任保険	公園利用者・公園施設	対人 1億円 事故 4億円 対物 5千万円
レクリエーション保険	当コンソーシアム主催のイベント・観察会等の参加者	死亡・後遺障害 入院・通院への補償
家財保険	設備・什器備品	補償金額 2千万円
任意自動車保険 (連絡車両・作業車両)	搭乗者・第三者	対人 無制限 対物 無制限

連絡体制の確保について

公園内の掲示板等に管理事務所の電話番号を表示し、緊急時に公園利用者が通報しやすい環境を整えます。

また、スタッフ間で緊急時連絡網の情報を共有し、緊急時には携帯電話により迅速な連絡を取れる体制を確保します。

2) 施設・設備の維持管理

施設・設備等を常に適正な状態に維持し、利用者が安全で快適に利用ができるよう、安全を第一とした管理を行うほか、市民サービスの向上や管理経費の節減も念頭に置き、維持管理業務に取り組みます。

建物・工作物管理

【基本的な考え方】

利用者に公共の施設である当公園を安心して快適に利用していただくには、安全を確保することが大前提です。当コンソーシアムでは、公園利用中や管理作業におけるヒヤリ・ハット事例を収集し、スタッフにはブリーフィングにおいて啓発を図ります。

公園内では、利用者の安全確保を第一とし、ヒヤリ・ハットの収集・共有、施設の保守点検・修繕、スタッフの安全教育、事故発生時の対応訓練などにより、安心して公園を利用していただけるよう努めます。

① 作業計画と修繕履歴

レストハウス・森の家・公衆トイレなどの建物や、門扉・四阿・遊具・水飲み台・園路灯・モニュメント・記念碑・ベンチ・看板などの工作物、自動ドア・受水槽などの設備等に関して、作業計画に基づき必要な保守点検・補修・部品交換等を行います。

修繕・部品交換等が発生した際には、作業履歴として日報等に記録し、以降の更新・修繕計画へ反映させ、効果・効率の向上を図ります。

② 点検による安全・機能確保

各建物・工作物・設備は、日常的な巡視を通して行う日常点検のほか、管理基準・指針や法律等により定められた定期点検・法定点検を計画に沿って行います。

また、必要に応じて専門家による臨時点検を行うことにより、異常箇所を早期発見し、安全で正常な機能確保に努めます。

故障や破損等が発生した場合は、危険性及び利用状況等に応じて緊急性と重要性を判断して適切な処置を行い、公園利用者の安全と施設の正常機能を確保します。

③ 公園施設の長寿命化

公園内施設の長寿命化によるトータルコストの削減を図るため、耐用年数や修繕履歴のほか、利用頻度による劣化・損傷の程度を事前に想定し、長期的視点による部品交換や補修・修繕計画を立てます。

④ バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

障がい者、乳幼児連れの方、高齢者など様々な公園利用者から、施設・工作物や公園の利用状況に対する声を聞き、誰もが利用しやすい公園となるよう、バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点を重視した維持管理に努めます。

園路接続部の不陸や段差解消のほか、ベンチ・水飲み台などの休養施設の利用しやすさに配慮するほか、点字ブロックや白杖使用者用の保護柵等、既存のバリアフリー設備の管理に関しても長寿命化を図りつつ、維持します。

上記に関して、大規模な改修や新設が必要な場合には、専門家の意見も集約した上で札幌市に提案・協議し、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に努めます。

⑤ 同様事例のフィードバック

緑化協会及び岩本石庭、造園コンサルが管理運営する他公園やその他の類似施設での破損、修繕、事故等の情報を活用するほか、国、北海道、札幌市からの通知や、インターネット上の情報、報道等による類似の施設や作業等での事故事例を収集し、全スタッフに周知するとともに、日々の点検・修繕計画にフィードバックさせます。

【年間作業の具体的な実施要領】

① 遊具

- a 日常点検：非積雪期間において、スタッフが毎日の巡回時に目視・触診点検を行い、異常箇所、故障等を発見します。
- b 月次点検：非積雪期間には、スタッフが月 1 回の目視・触診・打診・聴診等を行い、遊具の安全性を点検・検査します。
- c 定期点検：年 2 回（4 月、7 月）、専門技術者が目視・触診・打診・聴診等に加えて、メジャー・ノギス等の種々の計測器を用いて、施設の安全性が確保されているかどうかを点検・検査します。点検作業は、「一般社団法人日本公園施設業協会」が認定する「公園施設製品安全管理士」又は「公園施設製品整備技師」と同等以上の知識を有する外部の専門委託業者が実施します。日常・月次点検とは異なる作業者が点検を実施することにより、点検作業の精度を高めます。
- d 遊具の設置・養生：ブランコ等の遊具については、積雪前の 11 月に座板等を養生し、安全管理を図ります。また、融雪後の 4 月に同遊具を設置します。設置の際は、併せて c の定期点検を実施します。

作業項目	回数	備考
日常点検	1回/日	目視・触診による点検
定期点検	2回/年	4月、7月 専門技術者による点検
遊具の設置・養生	2回/年	4月、11月 設置は定期点検に合わせて実施

② 水飲み台

- a 開閉作業：11 月に水飲み台の閉鎖作業を行い、水抜き及び冬囲いにより凍結による破損を防ぎます。またちびっ子広場の水飲み台はそり滑り等による衝突事故に備

え、スノーマットで覆い利用者の安全を確保します。4月には配管の中の溜まり水を出しきり開放します。

- b 日常点検：開放期間中、毎日の巡回時に目視による点検を行います。

作業項目	回数	備考
開閉作業	2回/年	4月、11月 水抜き、冬囲い
日常点検	1回/日	4月～11月 目視点検

③ ベンチ

- a 日常点検：非積雪期には、スタッフが毎日の巡回時に目視点検を行い、異常箇所、破損等を発見します。
- b 定期点検：本点検は年2回（4月、7月）、遊具と同様に、専門的な知識や経験を有する専門技術者により行います。

④ 四阿・展望デッキ

- a 定期点検：年2回の専門技術者による定期点検を行い、安全対策を図ります。
- b 雪下ろし：積雪期は雪の重みによる損壊を防ぐため、必要に応じて四阿屋根の雪おろしを行います。

作業項目	回数	備考
定期点検	2回/年	4月、7月 専門技術者による点検
雪下ろし	適宜	1月～3月 四阿屋根

⑤ 照明灯

定期点検：2月と8月の年2回、照明の点灯操作を行い、球切れの有無、安定器からの異音等の確認、灯柱・灯具の外観の目視点検を行い、結果を記録・保存します。

⑥ 噴水

- a 保守点検：噴水通水前の4月と、営業終了後の11月に専門業者に保守点検を委託して行い、点検、分解整備、消耗部品の交換等を行います。
- b 噴水巡回点検・清掃：現在、噴水の巡回点検を毎日行っており、ガラス等の危険物や犬が噴水に入る状況などの確認・排除に効果が上がっていることから、今後も噴水通水期間の5月から10月までの期間中毎日、日常点検を行います。また、ごみ拾い等の日常清掃を併せて実施します。
- c 定期清掃：通水期間中に定期的に清掃を行い、コケ等が繁茂しないようにします。

作業項目	回数	備考
噴水保守点検	2回/年	4月、11月
噴水巡回点検・清掃	1回/日	フィルターポイント検
塩素濃度測定	1～2回/日	夏期2回、その他1回、塩素補充
定期清掃	4回/年	水抜き、ごみ処理、ブラシ清掃

⑦ モニュメント、記念碑

公園内に設置されたモニュメント、記念碑は、日々の巡回時に目視点検を行い、軽微な汚れは巡回時に拭き取ります。ペイント等による落書きや破損等が発生した場合は、札幌市や警察に通報するとともに、専門業者に依頼して修繕及び復元を行います。

⑧ レストハウス

当公園の中央に位置し、多くの利用者が訪れるレストハウスは、4月下旬から11月初旬までの期間中毎日、10時から17時まで施設を開放して飲食物の販売や公園案内を行い、利用者へのサービスを行います。

レストハウスの管理運営業務については、平成27年度から福祉団体単独による管理運営を継続して行っています。令和6年度も引き続き、福祉団体に委託することで、社会福祉の貢献につながる考えます。

- a 日常清掃：毎日10時の開放時間より前に、レストハウス委託業者が施設内を除塵、及び水拭き清掃、トイレ清掃を行います。また、開放時間中の新たな汚れには、早急に対応します。
- b 日常点検：日常清掃時に施設内とトイレの異常等の有無を確認します。
- c 定期清掃：期間中、定期清掃を行い、清潔で明るい環境を維持します。
- d 残留塩素測定：毎週1回水の濁りや色味を点検し、塩素濃度を測定・記録します。
- e その他の点検等：日常清掃では落としきれない汚れが発生したときには、随時清掃を行います。また、4月オープン前の受水槽清掃・水質検査、期間中に2回の消防設備点検、3回の自動ドア保守点検を、専門の業者に委託して行います。

作業項目	回数	備考
施設の案内	189回/年	公園・周辺施設の利用案内
日常清掃A	191回/年	玄関ホール：除塵、水拭き、ごみ収集
日常清掃B	191回/年	食堂：除塵、水拭き、ごみ収集
日常清掃C	191回/年	便所：除塵、水拭き、消耗品補充
日常清掃D	20回/年	事務室：除塵、水拭き、ごみ収集
日常点検	191回/年	施設内・トイレ・外観
定期清掃A	2回/年	玄関ホール：床表面洗浄
定期清掃B	2回/年	食堂：床表面洗浄
定期清掃C	6回/年	便所：床表面洗浄
窓ガラス拭き（足場不要）	1回/年	低所
窓ガラス拭き（足場必要）	1回/年	高所
残留塩素測定	29回/年	塩素濃度・濁り・色味
受水槽清掃・水質検査	1回/年	一般細菌群数等
消防用設備点検	2回/年	火災感知器、誘導灯、消火器
自動ドア保守・点検	3回/年	駆動装置の点検・整備
防護柵設置・撤去	2回/年	レストハウス冬期閉鎖対応

⑨ 森の家

森の家の開館日について、特記仕様書では冬期の日数が少なくなっていますが、冬期の利用促進のため、年間を通じて開館曜日を固定し、毎週金～日曜日の3日間と祝日に開館します（年末年始を除く）。

森の家の休館日においても、対応できるスタッフがいる場合は可能な範囲で開館し、トイレの開放や受付対応などを行い、公園利用者の利便性を高めます。また、開館時間について、特記仕様書では冬期は10～15時となっていますが、通年で10～16時に開館します。

開館前にはトイレと施設の清掃を行い、利用者が快適に利用できるように努めます。

- a 施設点検：施設開放日の日常点検として、施設清掃時に備品や水道施設、施設外にある物置、備品等に異常がないか点検を行います。
- b 定期清掃：日常清掃では落としきれない汚れが発生した場合や、季節の変わり目に市民協議会と協働で清掃します。

作業項目	回数	備考
案内業務及び公園運営サポート	163回/年	電話対応及び来客対応、市民団体等サポート
日常清掃E	21回/年	玄関ホール：除塵、水拭き、ごみ収集
日常清掃F	21回/年	便所：除塵、水拭き、消耗品補充
日常清掃G	21回/年	事務室：除塵、水拭き、ごみ収集
施設点検	適宜	外観、倉庫等
定期清掃	適宜	市民協議会協働作業

⑩ 門扉

日常点検：委託業者による門扉開閉時には、本体、錠前、ヒンジ部分に異常がないか点検し、異常の報告を受けた場合には、早急に対処します。

清掃・衛生管理

【基本的な考え方】

① 美観維持と環境対策

清掃作業においては、季節・曜日・天候等の条件や、イベントの開催等により、ごみや落ち葉の発生量、汚れ度合いが大きく変動しますが、作業の体制・重点箇所・時間帯・回数等の年間清掃計画を立てた上で、回数や頻度の柔軟な変更により効率的かつ効果的に行い、清潔と美観の維持に努めます。

また、園地の清掃においては、草花・樹木を損傷させないよう注意を払いながら、ごみ・落葉・枝・石を分別して拾い集め、建物・工作物周りを除草し、適正に処理します。

なお、雑草や落葉、枯枝は再資源化に努めるとともに、利用者にごみの持ち帰りへの協力を呼びかけ、環境負荷の低減に取り組みます。

② 市民との協働

清潔さと美観の維持は公園維持管理の基本的要素であり、この基本的要素を市民協議会、公園利用者や近隣住民、各種団体の協力を得て、維持していく方策を検討します。多くの方が公園の清潔・美観維持に関わることにより、管理コストの削減だけではなく、公園に対する愛着心の醸成を図ることができます。また、このような協働の雰囲気づくりが、後述する不法行為の抑制にもつながることを期待します。

③ 衛生・美観管理によるおもてなし

当公園は自然や展望を楽しめる公園として、札幌市民や観光客が多く訪れる場所となっています。多くの利用者を迎えるに当たり、公衆トイレを清潔に保つことで公園の印象を良くし、親しみをもって公園を利用していただけると考えます。日常清掃により清潔を保つか、汚れた場合は早急に対応するなどの取組により、公衆トイレの印象を良くしていきます。

【年間作業の具体的な実施要領】

① 園内清掃

4月から11月までの毎日、ごみ拾い等の園内清掃を行います。また、利用者の集中する土日祝日やイベント開催時には巡視と清掃を強化し、利用者の快適性を確保します。さらに、落葉時期に合わせて3回、園路等の落葉清掃を行い、美化・安全管理に努めます。

作業項目	回数	備考
日常清掃	238回/年	ごみ拾い、掃き清掃
園内清掃B	1回/年	春：ごみ拾い、落ち葉等掃き清掃
園内清掃C	3回/年	秋：ごみ拾い、落ち葉等掃き清掃

② 公衆トイレ

- a 日常点検・清掃：トイレの点検・清掃は、現在、夏期には4箇所すべて毎日、冬期には開放する1箇所を週2回清掃することで、トイレの衛生管理・美化に努め、利用者が快適に利用できるよう配慮しています。清掃時にはトイレの破損・詰まり・水道設備を点検するなど、施設の維持管理も同時に行っています。今後も同様の管理を実施するほか、利用者の集中する土日祝日やイベント開催時には、公衆トイレの巡視回数を増やして清掃頻度を高め、誰もが利用しやすい環境を保ちます。
- b 樹木の多い当公園では、落葉によってトイレの屋上ダクトが詰まり、雨水や雪解け水が溜まることで、雨漏りやひび割れなど、施設の老朽化を早めるおそれがあります。今後の管理では、施設の長寿命化を図るために、秋に屋上清掃を行い、屋根の劣化及び屋上ダクトの排水不良による破損を防止します。

作業項目	回数	備考
清掃	毎日（冬期は2回/週）	日常清掃
施設点検	毎日（冬期は2回/週）	便器・手洗い場・壁・照明・屋上
屋上清掃	10月～11月	屋上ダクトの落ち葉等除去

③ 集水樹・街渠樹・U型側溝

- a 集水樹・街渠樹清掃・U型側溝清掃泥上げ：樹及び側溝は、4月と11月の年2回の定期清掃を行うことで春先の融雪増水や大雨に備えており、今後も同様の管理を実施します。
- b 臨時点検・清掃：近年は札幌市内においても、ゲリラ豪雨等の異常気象が増加の傾向にあります。台風などの大雨や、河川の増水が予想される場合には、天気予報に注意し、早めに側溝や樹等を重点的に点検し、障害物の確認・除去を行うことで、近隣住宅地への冠水被害を未然に防ぎます。また、雨量が多い場合には巡視回数を増やし、溢水のおそれがある場合は早急に必要な対応をとります。

作業項目	回数	備考
集水樹・街渠樹清掃	2回/年	落ち葉、泥除去（4月、11月実施）
U型側溝清掃泥上げ	2回/年	落ち葉、泥除去（5月、11月実施）
臨時点検・清掃	適宜	落葉期、大雨・融雪・増水時等

巡視・安全管理

【基本的な考え方】

① ハザードマップ等の作成と周知・活用

当公園内の注意を要する箇所を示したハザードマップについて、公式ホームページや掲示により利用者に周知して、安全な利用を確保します。また、園内に侵入するおそれのあるヒグマ等の動物情報（足跡、粪、目撃情報等）や札幌市による最新のクマ出没情報を共有する「くまメール」により収集し、危険な状況と判断される場合は札幌市と協議して、看板設置など、早急に対応します。

② 巡視時のコミュニケーション

当公園には、展望を楽しむため・藻岩山登山のため・森の中の園路を散策するためなど、様々な目的で来園するリピーターの市民のほか、初めて訪れる市民・観光客も多いと考えられます。巡視時には、公園利用者におもてなしの気持ちを込めて積極的に「声かけ」「あいさつ」を行い、コミュニケーションを取りながら、利用者が不便・不安を感じる箇所・状況の収集に努めます。利用者の視点に立った巡視により、公園・施設への不満・不安箇所を早期に把握し、迅速な是正・改善策を講じられるように努めます。

③ マルチワークによる効率化

毎日の巡視は、公園内のごみ拾いを兼ねるとともに、早急な措置や緊急事態に備えて簡易な修理工具や救急用品を携帯して行います。当コンソーシアムは巡視に限らず、業務の従事においては、複数の職務を同時に効率的な体制により、利用者へのサービス向上に努めます。

【年間作業の具体的な実施要領】

① 園内巡視

- a 公園の安全利用の確保や公園・施設の点検確認等を目的として、点検表に基づき原則 1 日 1 回行いますが、土日祝日やイベント開催時など、多くの利用者が見込まれる日は複数回実施します。
- b 施設・工作物の異常箇所等を発見した場合や、スズメバチが利用者に危害を加えるおそれがある場合は、適切な方法で撤去・駆除・措置します。対応の困難な場所のスズメバチの巣など、安全を確保できない場合は、注意看板を設置の上、使用禁止・立入禁止とし、専門委託業者により対処します。
- c 繁殖期のカラスが、営巣箇所によって人への攻撃性が高まるおそれがある場合は、迂回措置等により公園利用者とカラスの接近によるトラブルを防止します。また、看板設置等によりカラスの生態や、攻撃から身を守る方法等についての情報提供を行い、市民の理解を得ながら安全の確保に努めます。巣の撤去については、激しい威嚇があり、他の対応が取れない場合にのみ検討します。
- d ヒグマの出没が予想される際には早急に関係機関と連絡を取り、札幌市と協議し、園内の立入禁止等の処置を行います。

作業項目	回数	備考
園内巡視・清掃	238回/年	混雑時は複数回実施
ハチの巣駆除	適宜	
カラスの巣駆除	適宜	札幌市カラスマニュアルを遵守
ヒグマ対応	適宜	立ち入り禁止処置、園内放送等

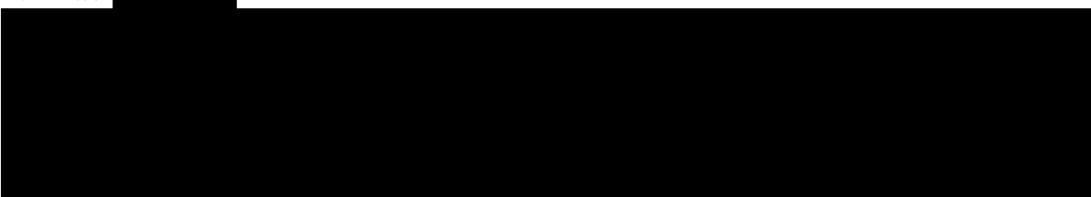
② 駐車場管理

当公園の駐車場は、利用の多い時期等にはやや手狭な状況となります。満車になったときには、周辺の路上に駐車する車両が出ないよう対応します。また、西警察署と情報共有し、盗難、車両事故などの抑止に努めます。

門扉の開閉時間と開放期間については公園出入口に掲示し、利用者に周知します。また、門扉開閉と駐車場警備については専門の業者に委託します。

- a 年間を通して朝5時45分に、利用待ち車両の確認と案内を行い、6時に門扉を開放し、併せて駐車場の点検を行います。
- b 年間を通して21時30分に2名以上の警備員により、拡声器等を用いて来園者に閉鎖案内・誘導を行い、22時に門扉を閉鎖します。残置車両がある場合は、規定の対応を行います。
- c 天候等による駐車台数の変動も考慮し、混雑が予想される日には過不足のない体制で業務にあたり、公園利用者及び近隣住民に配慮した管理を行います。

③ 機械警備



④ 園内放送の有効活用

高低差のある当公園では、災害や利用者の安全に関わる事態が発生した際に、直接すべての利用者に声を掛けるのは困難であるため、園内放送を利用して情報提供します。また、迷子などが発生した際に呼びかけるなど、利用者が安心して公園を利用できるように、園内放送を有効に活用します。

冬期の管理

【基本的な考え方】

施設の保全と安全・安心の確保

施設及び工作物等の冬期の管理にあたっては、利用者の安全確保、降雪・積雪による破損や、除雪作業時に工作物を破損させないよう、積雪前に施設・工作物の撤去や養生を行うとともに、工作物等の位置や作業手順の確認を行います。

また、積雪による破損・劣化を防ぐため、養生作業を行い、施設・工作物の長寿命化を図ります。

【年間作業の具体的な実施要領】

① 積雪期への備え

- a 積雪や除雪作業による公園施設の損傷のおそれや、雪に覆われた工作物の存在が確認しづらく安全管理上支障があると判断される箇所は、降雪前に工作物の撤去・ス

ノーポールの設置をします。

- b 水飲み台の養生のほか、園内掲示板、句碑なども必要に応じて冬囲いを行います。
現場での養生が困難な場合には撤去保管し、春に再設置を行います。
- c ちびっ子広場スロープ下の水飲み台、トイレ横掲示板等の指定された場所に、そり遊び等による衝突防止用のスノーマットを設置します。マットは毎月 2 回、破損程度や設置位置の確認を行い、異常があった場合は早急に処置を行います。

作業項目	回数	備考
工作物移設、ポールの設置・撤去	2回/年	4月、11月
水飲み台の冬囲い	2回/年	4月、11月 必要に応じて句碑等も実施
スノーマットの点検	12回/年	月2回実施
スノーマットの設置・撤去	2回/年	4月、11月

② 除雪業務と動線確保・工作物保全

- a 除雪業務：10cm 以上の降雪があった場合に、22 時から翌朝 6 時までの駐車場閉鎖時間を中心に除雪を行います。日中に降雪があり、車両通行に支障が出るような場合は、適時除雪を行います。除雪エリアは特記仕様書に記載されている第 1 駐車場及び第 1 駐車場から森の家までの園路除雪とします。作業時には補助誘導員を配置し、歩行者や通行車両に十分注意して安全最優先で作業を行います。除雪した雪は通行の障害にならない場所に堆積します。除雪時には施設からの落氷等、利用者やスタッフに危険が及ぶおそれのある箇所を早期に発見し、融雪剤・砂の散布、氷割り、氷落とし等の対応を迅速に行います。
- b 施設の除雪：森の家の開館日には、周囲の除雪を行います。人道橋の除雪を行う際は監視員を配置し、柵やロープで立ち入り禁止処置を行い、来園者の安全を確保するとともに、作業員も安全帯等を身に付け、転落防止の対策をとって作業します。
- c 緊急対応：暴風雪や大雪などの際には、天候や利用状況に合わせて迅速・適切に除雪を行い、駐車場や園路の導線を確保します。

作業項目	回数	備考
駐車場除雪工（新雪）	15回/年	10cm 以上の降雪
駐車場除雪工（路面整正）	9回/年	路面不陸発生時
駐車場除雪工（拡幅）	4回/年	駐車場縮小時
園路除雪工（新雪）	15回/年	10cm 以上の降雪
園路除雪工（路面整正）	9回/年	路面不陸発生時
園路除雪工（拡幅）	4回/年	園路幅縮小時
緊急対応	2回/年	大雪、暴風雪時
人道橋屋根除雪	2回/年	人力除雪
雪下ろし	適宜	四阿、展望デッキ

③ スキー・スノーボード・そりの利用者への対応

当公園の傾斜地を活用して、スキー・スノーボード・そり滑りの利用者が多く訪れます。これらの利用に対応して、冬期間の園内巡視の頻度を増やし、無断で造られたジャンプ台の撤去や、危険な滑走への指導など、安全の確保に努めます。

3) 植物の育成管理

当公園の立地環境と植物の特性を十分考慮した年間作業計画を作成し、樹木・草花・芝生等を常に良好で健全な状態に育成管理します。また、管理作業の実施に当たっては、利用者の利用と安全の確保に配慮しつつ適切な時期や方法を選び、管理経費の節減を念頭に置いて取り組みます。

【植物育成管理の基本的な考え方】

樹木や芝生の健全な育成を図り、訪れた人々にやすらぎと安心をもたらし、景観と緑の拠点として定着させるために、次の 3 つをキーワードにして維持管理業務を計画・実施します。

① みどりと街の景観

当公園は都心を一望できる丘陵地につくられた公園です。展望台から見下ろす、公園内に植えられた緑の樹木と、芝生の向こうに見える 200 万都市札幌の展望を、公園を訪れるすべての方に楽しんでいただきます。緑あふれる札幌の象徴として感じていただけるよう、心地よい緑陰形成に重点を置いた植物管理を行います。

- a 樹木の健全な樹形の形成
- b 周辺の自然植生を壊さない植栽管理
- c エゾヤマザクラの適正な管理
- d 自然林の適切な管理

② 四季のいとどりと保全

藻岩山の山麓に位置する当公園には、春のエゾヤマザクラやイタヤカエデの花から、秋の紅葉で山が染まる時期まで、季節毎の彩りがあります。また、園路沿いの林床にも四季に応じて咲く、様々な山野草が見られます。

これら四季を彩る公園内と周辺の植物を適切に管理・保全することはもとより、近年は公園等への外来植物の侵入が多く見られることから、公園内の植生を日常的に観察し、外来植物の侵入・拡大の防止に努めます。

- a オオハンゴンソウ、ニセアカシア等の外来生物の侵入確認と駆除
- b 作業時に貴重な山野草の保護を徹底

③ つなぐみどり

当公園は札幌市旭山都市環境林と隣接し、さらに天然記念物に指定されている藻岩原始林が広がり、そこに生息する野鳥や昆虫、動物など、様々な生物が公園を訪れます。これらの生物を公園で観察できるよう、自然と公園をつなぐみどりの生態系の保全に努めます。

- a 野鳥や動物が好む実を付ける木（給餌木）や貴重な昆虫の食草の保全及び育種
- b 公園を訪れる生物のモニタリング
- c 生物の生息に適した環境づくり

芝生の管理

当公園の芝生は、訪れる人に安らぎと美しい景観を提供するために欠かすことのできない

ものであり、良好な芝生の維持管理に努めます。

草刈作業時は、作業予定エリア入口には作業を行うことを伝えるセーフティコーン等を置いて注意を促すなど、来園者の安全確保に努めます。

広い場所は自走モアで、狭い場所は刈払機を使うなど、状況に応じた機械を使用して効率的な作業を行います。また、特記仕様書には草刈の回数が示されていますが、芝の生育状況を観察し、適時状況に応じて刈り込み回数を増やし、適切な草丈を維持します。

芝生の主な管理作業は次のとおりです。

草刈 D	回数	7、8月：2回
	主要機械	刈払機
	その他	急斜面、刈草処理
草刈 E	回数	6、7、8月：3回
	主要機械	ハンドガイド式ロータリーモア
	その他	刈草処理
草刈 D	回数	6月：1回
	主要機械	刈払機
	その他	目立たない法部分、刈草処理
芝生灌水	回数	7月：適宜
芝生施肥	回数	4月：1回

花壇の管理

第1 駐車場の花壇には、春はチューリップ等の季節感あふれる春咲球根植物を、夏は開花期の長い一年草を中心に植栽し、公園を訪れる人をお迎えします。

花壇は植物の良好な生育と開花のために、花がら摘みや除草などを適切に行います。

花壇管理の内容は次のとおりです。

施肥	5月：1回	マグアンプK又は同等品
除草	6～9月：3回	ねじり鎌
一年草植え込み	6月：570株程度	ペチュニア、マリーゴールド等
球根植え込み	10～11月：200球程度	チューリップ
球根抜き取り	6月：適時	チューリップ

樹林の管理

当公園は、公園造成以前から生育している樹木で占められる自然林と、公園造成に伴って植栽された植栽林に大きく分けられます。

【自然林】

当公園の周囲には、藻岩原始林につながる札幌市旭山都市環境林が広がっており、ミズナラやイタヤカエデ、オニグルミ、シナノキ、ハリギリなどが多く見られます。この自然林へ続く当公園の外縁部分も同様の植生となっていることから、自然林と位置づけて管理します。

- 園路周辺の安全：日常の巡視時に園路や施設周辺の高木を確認し、危険な枯れ枝や、立ち枯れの樹木がないか調べ、災害等が予想される際には、要因となっている対象物を取り除き、安全を確保します。
- 危険生物からの安全：7月から9月にかけては、園内巡視時にスズメバチ等の危険